

野外での焼却行為(野焼き)は止めましょう！

野外での焼却行為(野焼き)は、環境への配慮などから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「静岡県生活環境の保全等に関する条例」により原則禁止されています。

地面やドラム缶、量販店などで売られている簡易焼却炉等でゴミを焼却すると悪臭やすすが発生し、灰が飛散するなど、周囲に迷惑がかかるだけでなく、有害なダイオキシン類が発生する恐れもあります。

市では、ごみの資源化を推進し、分別収集を行っています。ゴミは焼却せず、分別して指定された日時に地域で決められたステーションに出すようにしてください。



◆例外として認められる焼却行為(野焼き)◆

- ・ 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
- ・ 農林業者の農林作業に伴う焼却行為(例:茶木・もみ殻等)
- ・ 防災訓練、消防訓練等による焼却行為
- ・ 地域的習慣による催事又は宗教上の儀式・行事に伴う焼却行為(例:どんど焼き・お焚き上げ等)

上記の場合でも、周囲への迷惑を考慮してできるだけ控え、洗濯物を干している家庭がないか確認し、時間帯や風向きなどに配慮してください。また、農林作業に伴う焼却行為については、事前に消防署へ連絡するとともに、周辺住民への事前周知などの配慮をお願いします。

市では苦情等があった場合に、現場を確認し、みだりに焼却しないよう指導しています。

沼津市生活環境部
環境政策課
TEL 934-4740
ごみ対策推進課
TEL 934-4743